

県産木材試作品開発等補助事業実施要領

1 趣旨

本要領は、県産木材試作品開発等補助事業の適正な実施のため、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱に定めるもののほか必要な事項を定める。

2 内容

県産木材のブランド力を生かし、東京圏における販路拡大を図るため、県産木材製品又は、県産木材等を原料として使用する新素材製品の開発、製作及び展示会への出展などの販売促進に関する取組を支援する。

3 実施主体

次の（１）～（３）の全ての要件を満たす必要がある。

- （１）県内に事業所を有する者であること。ただし、知事が特に必要があると認めるものについては、この限りではない。
- （２）県産木材を活用する取組又は活用に向けた取組を行う者であること。
- （３）次のいずれかの事業実施主体に該当する者であること。
 - ① 林業者又は林業者等の組織する団体
 - ② 木材関連業者又は木材関連業者等の組織する団体
 - ③ 製品の企画、開発若しくは設計を行う事業者又はこれが組織する団体

4 補助対象経費

（１）補助対象経費の内容は次のとおりとする。

項目	内容
賃金 ※ 1	事業を実施する上で必要な技能者等の賃金とする。
報償費 ※ 1	事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。
旅費 ※ 1	事業を推進するために開催する会議等に必要委員及び指導者等の旅費とする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費等とする。
役務費 ※ 2	通信運搬費、保険料、認証申請の手数料のほか、製品開発に係る試験、分析、検査、試料製造（試験等の実施に必要なものに限る。）等の役務の提供に要する経費とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貸客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料並びに展示会などへの出展料とする。

備品購入費 ※3	事業の実施のために直接必要な備品・資機材の購入費とする。
委託料	企画、設計、デザイン等に係る委託又は製品開発に係る業務のうち、自社内で実施が困難な製品開発に係る業務の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費とする。
原材料費	試作品の製作に必要な原材料の購入に要する経費とする。
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費とする。

※1 外部の者に支出する経費に限る。

※2 金融機関への振込手数料は補助対象としない。

※3 備品購入費に関しては、補助対象経費の10%以内とする。

(2) ただし、次に掲げるものは補助対象としない。

- ① 事業費の額が10万円未満となる事業
- ② 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- ③ 補助金交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- ④ 事業実施期間内に業務が完了しない経費
- ⑤ 当該事業の実施に際して内部的に発生する人件費、労務費その他これに類する人的経費（申請者本人又はその構成員に係るもの）

5 募集方法

別途定める「県産木材試作品開発等補助事業募集要項」により、募集を行う。

6 その他

国や他の地方自治体の補助金との併用は認めない。

附 則

この要領は令和元年9月5日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和2年7月27日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和5年7月26日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和8年6月16日から実施するものとする。